

施設基準

1. 東海北陸厚生局長への届出事項は次のとおりです。

基本診療料

□ 入院基本料

精神病棟入院料 15対1入院基本料

□ 入院基本料等加算

診療録管理体制加算2

看護補助加算1

看護補助体制充実加算1

医療安全対策加算2

地域支援・医薬品供給対応体制加算1

精神科身体合併症管理加算

精神科慢性身体合併症管理加算

精神科救急搬送患者地域連携受入加算

電子的診療情報連携体制整備加算2

□ 特定入院料

認知症治療病棟入院料1

□ 初診・再診料

電子的診療情報連携体制整備加算2

特掲診療料

精神科作業療法

医療保護入院等診療料

CT撮影

認知症患者リハビリテーション料

精神科デイ・ケア（大規模なもの）

精神科ショート・ケア（大規模なもの）

精神科デイ・ナイト・ケア

外来・在宅ベースアップ評価料（I）

入院ベースアップ評価料40

2. 当病院では、入院時食事療養（1）に適合しており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しております。

3. 当病院では、看護職員が患者さまのお世話をいたしますので、患者さまの負担による付添看護は行っておりません。

4. 指定

保険医療機関指定病院

結核予防法指定病院

生活保護法指定病院

認知症疾患医療センター

医療法人康誠会 東員病院